

平成31年 2月 5日



担当課	市民生活課
担当者	上野山、松尾
電話	(073) 435-1025
内線	2281

「災害発生時における法律相談業務等に関する協定」 の締結について

～県内市町村で初、市と和歌山弁護士会が災害ADRで協定～

和歌山市は、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害が発生した場合、迅速な応急対策及び警戒活動を実施するため、民間団体や各関係機関と連携協力を図りながら様々な対策を推進しています。

つきましては、災害発生時に起こる様々なトラブルの早期解決を図ることを目的とし、弁護士による無料法律相談会や災害ADRを実施する体制を構築するため、次のとおり協定を締結します。

- 日時 平成31年2月13日（水）10時30分～10時50分
- 場所 市役所本庁舎4階 市長室
- 次第 (1)出席者紹介
(2)協定締結
(3)関係者挨拶
(4)歓談
(5)記念撮影
(6)締結式終了
- 出席者 和歌山弁護士会 会長 やました としほろ 山下 俊治 氏 ほか4人
和歌山市長 尾花 正啓
- 内容 ○災害発生時に市が法律相談会を実施する場合、弁護士会は無料で弁護士を派遣する。
○弁護士会が災害ADRを実施する場合、市は開催場所の確保や広報に協力する。

※災害ADRとは、災害時に発生する民事紛争の早期解決のため、第三者（弁護士）が和解あっせん人となり公平中立な立場から双方の和解による解決を目指す裁判外紛争解決手続（ADR）です。
和歌山弁護士会が行うADRは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づき法務大臣の認証を受けた団体が行うものです。